

第3章 計画の基本的な考え方

1. 第5期計画の総括

第5期計画（平成24～26年度）について、5つの重点課題ごとの取り組みを総括すると以下のとおりとなります。

(1) 健康づくりと介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態にならず、安心していきいきと暮らすために、健康づくりと介護予防の推進に努めてきました。

基本チェックリストを活用した個々の状態にあった介護予防教室、健康づくり運動サポーターの養成による地域の運動教室支援、介護予防週間の普及啓発を行う介護予防運動イベント「いきいきボールピック」、音楽療法を取り入れた「生き生き音楽校」、市民の健康づくりを推進する「健康づくり推進員」の養成、健診の実施と健診後の保健指導や健康相談などを行いました。新たな取り組みとしては、健康づくりを幅広く学ぶ「健康づくりステップアップ講座」を予防健診課、生涯学習推進課、介護支援課の三課合同で行いました。また、地域の健康づくりの拠点「ヘルス・ステーション」の立ち上げ支援、骨密度測定などを活用した生活習慣病見直しのきっかけづくり、介護予防・生きがい活動支援センターである「いきいきセンターゆい」を活用した地域の運動教室支援などを行いました。

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすためには、市民一人ひとりが日頃から健康づくりや介護予防につながる実践をすることが大切です。今後も幅広い市民への普及啓発、地域主体の活動を支援する事業の展開が必要です。

(2) 地域での生活を支援する体制の充実

高齢者のみ世帯の増加、核家族化などにより、高齢者の孤立や家族の介護疲れなど様々な課題が生じています。そこで、地域包括支援センターが中心となり総合相談・支援体制を構築することで、高齢者や家族、地域の不安や負担を解消するよう努めてきました。

高齢者の権利を守るための取り組みとして、高齢者虐待対応マニュアルの改正、市民による成年後見活動を確立させる市民後見推進事業などに取り組みました。高齢者の孤立防止や見守りの取り組みとして、民間事業者により見守りを行う「ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業」、災害時に自力での避難が困難な人を支援するための「要援護者台帳」の整備と「安心安全キット」の配布、高齢者が介護施設などでのボランティアを行う「介護支援ボランティア事業」、市や地域のイベントへ高齢者の参加を促す「外出促進事業」などに取り組みました。

高齢者やその家族が地域で安心して生活するためには、医療機関、社会福祉協議会、介護サービス事業所、民間事業者、自治会など様々な機関との連携が不可欠です。さらに、多くの機関との連携を深め、地域全体で支える体制の構築が必要です。

(3) 認知症高齢者の支援体制の充実

高齢者の増加と共に、認知症高齢者も増加しています。そこで、認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らしていくために、認知症について正しく理解する市民の養成を行うと共に、地域全体で支える体制づくりに努めてきました。

認知症を正しく理解する認知症サポーターの養成は平成20年度から取り組んでいますが、平成24年度より小学生を対象とした認知症ジュニアサポーター養成講座「オレンジ教室」を開始しました。また、認知機能の状態を簡易に判断する機器を設置した「もの忘れ相談ルーム」の開設、徘徊による行方不明者を早期に発見するための仕組みづくり「認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業」を進めました。

今後も認知症について正しく理解する市民の養成を行うとともに、認知症に関わる地域資源の再確認や活用、医療機関と連携した体制づくりが必要です。

(4) 社会参加と生きがいのづくりの支援

介護予防において高齢者の社会参加は重要な柱であり、高齢者の持つ豊かな経験と能力を地域社会に活かすことは、活力あるまちづくりに貢献すると共に、高齢者自身の生活の質の向上につながっていきます。そこで、拠点施設を中心に市民団体などと連携し、高齢者の社会参加や生きがいのづくりに努めてきました。

社会活動参加の支援として、老人クラブなどの市民団体を支援し、地域で文化・スポーツ活動や健康づくり講座などが行われました。介護予防・生きがい活動支援として、「いきいきセンターゆい」「ふれあいセンターりん」「しゃんしゃん」「えんがわくらぶ」の4ヶ所の拠点施設に加え、生涯学習などの様々な活動において高齢者のニーズに合わせた活動の場を提供しました。就労機会の確保として、シルバー人材センター活動などの支援を行い、新たな取り組みとして地域福祉を支援するワンコインサービスが始まりました。

地域には様々な活動を求める多くの高齢者がいます。今後、生きがいのづくりの各事業の個性化を図るとともに、関係機関や市民団体と連携を深め、より高齢者が元気になる活動を積極的に展開することが必要です。

(5) 高齢者を支援するサービスの充実

介護が必要となっても住み慣れた地域で生活するためには、介護保険を中心とした様々なサービスが高齢者個々の状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることが必要です。そこで、介護サービスやそれを補完する福祉サービスなどの提供体制の充実に努めてきました。

介護保険サービスの充実として、介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護の増床整備、所得に応じた介護サービス費の負担軽減などを行いました。福祉サービスの充実として、住宅改造助成や緊急通報システム、配食サービスなどの在宅生活支援を継続的に行い、環境上及び経済的な理由で在宅生活が困難な高齢者に対しては、生活支援ハウスや養護老人ホームへの入所措置を行いました。

高齢化の進行により高齢者を支援するサービスの需要はさらに高まると予測されます。介護保険制度改正に対応した取り組みとともに、市民ニーズに合ったサービス提供体制の構築が必要です。また、高齢者を支援する様々なサービスについて、高齢者のみならず多くの市民への積極的な啓発が必要です。

2. 計画の基本理念

いつも健康 いつでも安心 だれもがいきいき

古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域の中で「いつも健康 いつでも安心 だれもがいきいき」としたその人らしい生活を送ることのできるまちづくりを目指し、このことを第1期の計画から一貫して基本理念として位置づけてきました。

本計画においても、これまでの計画の進捗状況や課題を踏まえ、高齢者を地域社会全体で支えるための体制の構築を継続し、さらなる推進を図ります。

【基本理念の視点】

① 高齢者の尊厳の確保

人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかでやすらぎのある人生を送ることは、高齢者のみならずすべての人の願いです。とりわけ高齢者は多年にわたって社会の進展に寄与してきた人々であり、寝たきりや認知症で介護を要する状態になっても、その願いは尊重されなければなりません。

高齢者福祉施策及び介護保険施策の推進にあたっては、すべての高齢者の尊厳を基調に進めます。

② 活力ある高齢期の実現

高齢者のみならず、誰もが家庭や地域において心身ともに健やかに過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、高齢者が知識や経験、特技を生かしながら、意欲をもって社会活動に参加し、生きがいある生活を送ることができるよう支援します。

③ 介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、効果的な介護予防の取組を推進しながら、在宅生活を基本とした自立支援に努めます。

④ とともに生きるまちづくり

高齢者が地域において暮らし続けるためには、日常的な健康管理や予防対策に力を入れることが重要です。介護が必要になっても、その状態にあった生活を支えるサービスが継続的に提供されるよう、在宅・施設を問わず、介護・医療サービスからボランティアや近隣住民同士の助け合いまで、地域のあらゆる社会資源を活用した地域包括ケアシステムの充実を図ります。

⑤ 利用者本位のサービスの確立

介護保険制度においては、利用者自らが必要なサービスを選択し利用することが可能です。利用者に必要な介護に関するサービスが包括的に提供されるよう、保健・福祉・医療について横断的、多面的な相談・支援や、認知症高齢者に対する権利擁護事業に関する取組を行います。

3. 計画の重点施策

第6期（平成27～29年度）となる本計画では、第5期までの取り組みを発展させ、団塊の世代が75歳以上となる第9期（平成36～38年度）を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指していきます。

（1）健康づくりと自立した日常生活の支援

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすためには、市民一人ひとりが日頃から健康づくりや介護予防につながる実践をすることが大切です。そこで、より多くの市民が取り組めるような健康づくりの推進、介護予防の普及啓発と高齢者一人ひとりの状態に合った効果的な介護予防事業の推進、高齢者がいつまでもいきいきと暮らすことができるように社会参加と生きがいくりの支援などを行います。

（2）認知症施策の推進

認知症高齢者の増加が予測される中、認知症高齢者とその家族が安心して生活するためには、認知症について正しく理解する市民の養成を行うとともに、認知症に関わる地域資源の再確認や活用、医療機関と連携した体制づくりが必要です。そこで、地域や医療機関との連携体制の構築とともに、認知症への早期対応を実現するための体制整備などを行います。

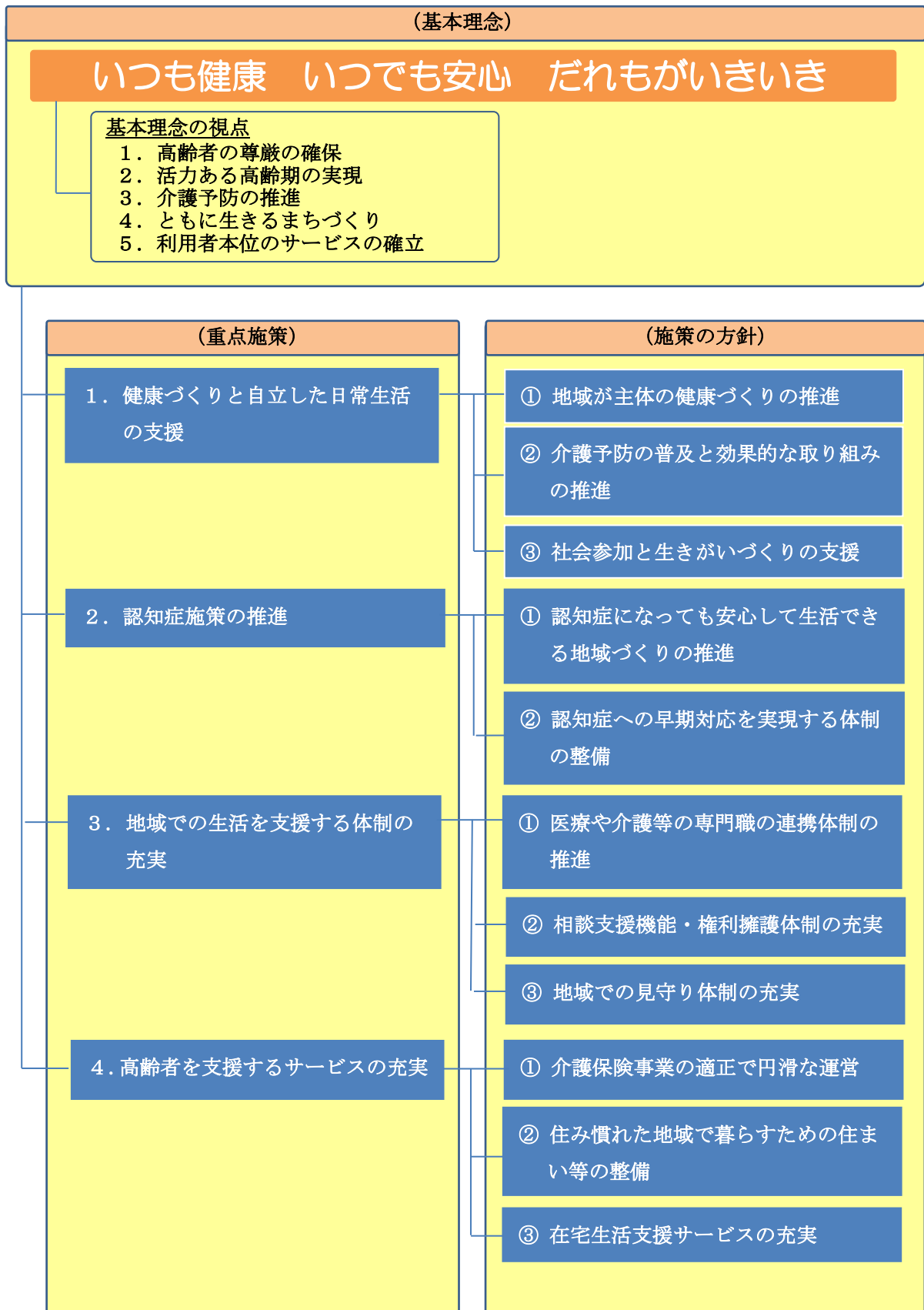
（3）地域での生活を支援する体制の充実

高齢者やその家族が地域で安心して生活するためには、医療機関、社会福祉協議会、介護サービス事業所、民間事業者、自治会など様々な機関と連携し、地域全体で支える体制の構築が必要です。そこで、高齢者に関わる様々な専門職等が参加する地域ケア会議の推進、医療と介護の円滑な連携を図る取り組みの推進、個別の相談対応や権利擁護体制の充実、地域の日常活動の中で高齢者を見守ることができる体制の充実などを行います。

（4）高齢者を支援するサービスの充実

高齢化の進行により、高齢者を支援するサービスの需要はさらに高まると予測されます。介護保険制度改正に対応した取り組みとともに、市民ニーズに合ったサービス提供体制が必要です。そこで、よりわかりやすく介護保険制度を説明した資料での周知などによる介護保険制度の適正で円滑な運営のための取り組み、市全体の高齢者の状況や市民ニーズを捉えた介護保険施設などの整備、介護サービスを補完する在宅生活支援サービスの充実などを行います。

4. 施策体系の概要



5. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件・介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況等を総合的に勘案し、おおむね30分以内に必要なサービスの提供が可能な区域を定めるものです。

本計画期間（平成27～29年度）では、介護サービス・介護予防サービス・地域支援事業の利用実態を踏まえ、利用者の自由な選択を保障する観点から、本市全域を1つの日常生活圏域として、設定することとします。

6. 地域包括支援センターの設置方針

本市では、高齢者に関わる総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域のケアマネジャー支援等の包括的・継続的ケアマネジメントといったセンター業務を直営1ヶ所で運営しています。

また、中立、公正な立場からの事業運営や、市関係部署、関係機関、関係事業所等との連携のほか、市内介護サービス事業所のネットワーク化を図り、幅広い相談に対応しています。

第6期（平成27～29年度）計画期間中においては、地域包括支援センターは直営1ヶ所とした上で、さらに身近な相談窓口の設置等、体制整備の研究を行い、より効率的で効果的な事業運営を目指します。